

## 碧南市水防計画の主な修正事項（案）

### 碧南市水防計画の修正の要旨

#### 1 趣旨

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものであり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

#### 2 修正の方針

##### (1) 愛知県水防計画の記載に合わせた修正

水防に関連する予報・警報の発表基準、伝達系統の変更

##### (2) 碧南市各部局における変更事項及び表記の整理等

#### 3 主な修正点

##### (1) 水防計画（案）

ア 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

p 20-29

イ 水防に関する予報・警報の伝達 p 30

ウ 高浜川水門操作規則の改正等 p 56、57、58

##### (2) 資料編（案）

ア 資料7及び資料9 重要工作物及び管理者一覧表と重要水防箇所的位置図

p 8-14

イ 資料11 一時退避場所 東町内会館の追加 p 17